平成２６年（フ）第１０１号
徳島県鳴門市大津町矢倉字六ノ越43番地53　ハイツ利美１号、旧住所徳島県鳴門市撫養町斎田字西発63番地９
債務者　白城　千春（旧姓武田）
１　決定年月日時　平成26年５月26日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１１６号
徳島県徳島市川内町金岡32番地の１　武田ビル303号
債務者　岡田　瑞月（旧姓坂本）
１　決定年月日時　平成26年５月26日午後２時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１１５号
大分市大字奥田491番地の７　三浦八重子方
債務者　中西　政富
１　決定年月日時　平成26年５月26日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第５３号
富山市柳町４丁目１番19号
債務者　市川　泰子
１　決定年月日時　平成26年５月26日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年７月30日まで　富山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第５４号
富山市窪新町10番33―201号　プラム、前住所富山市中富居新町10番18号
債務者　広田接骨院こと　中島　規幸
１　決定年月日時　平成26年５月26日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年７月30日まで　富山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第５７号
富山市八尾町鏡町610番地　市営住宅213号、前住所富山市婦中町袋459番地11　コーポエース102号
債務者　山西歩拓留
１　決定年月日時　平成26年５月26日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年７月30日まで　富山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第６５号
神奈川県横須賀市ハイランド５丁目14番１―104号
債務者　手島　和久
１　決定年月日時　平成26年５月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年７月31日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第６７号
神奈川県横須賀市林３丁目６番Ａ―207号
債務者　大久保博之
１　決定年月日時　平成26年５月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年７月31日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第６８号
神奈川県横須賀市林３丁目６番Ａ―207号
債務者　大久保恵美
１　決定年月日時　平成26年５月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年７月31日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第８号
沖縄県宮古島市平良字下里1025番地11　コーポ川満103
債務者　砂川　将克
１　決定年月日時　平成26年５月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年７月31日まで　那覇地方裁判所平良支部

平成２６年（フ）第２３０号
熊本市西区島崎７丁目15番16号
債務者　磯野喜代枝
１　決定年月日時　平成26年５月26日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第４６号
山口県防府市千日２丁目13番35号　レオパレス千日107
債務者　河村　博之
１　決定年月日時　平成26年５月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで　山口地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第４７号
山口市黒川1172番地３　エスポワールメゾンＭＫ103
債務者　坂井真紀江
１　決定年月日時　平成26年５月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで　山口地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第４６８６号
神奈川県横浜市神奈川区白楽４―10―301
債務者　伏見　洋志
１　決定年月日時　平成26年５月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
５　免責審尋期日　平成26年７月22日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４６８７号
神奈川県横浜市神奈川区白楽４―10―301
債務者　伏見　春佳（旧姓酒井）
１　決定年月日時　平成26年５月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
５　免責審尋期日　平成26年７月22日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４７２５号
東京都大田区仲六郷１丁目23―５　山田方
債務者　安田　　剛
１　決定年月日時　平成26年５月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
５　免責審尋期日　平成26年７月22日午前10時30分　東京地方裁判所民事第20部